

第4号議案

指定管理者の指定について

教育委員会が所管する施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244の2第3項の規定により、下記のとおり指定する。

記

施設名称	指定をしようとする団体		指定の期間
	団体名	所在地	
宮城県ライフル射撃場	宮城県ライフル射撃協会	宮城県利府町加瀬字南野中沢40-51	平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
宮城県婦人会館	一般財団法人みやぎ婦人会館	仙台市宮城野区榴ヶ岡5番地	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで

平成30年12月18日提出

宮城県教育委員会教育長 高橋 仁